



蓬田

村の人口

51. 9. 30 現在

人 口	}	男	2,258
		女	2,354
	計	4,612	

世帯数 996

編集と発行 蓬田村公民館 第104号

S. 51. 10. 15



わらべ

おさないものは稚児

けがれをしらない稚児

伸びゆくは稚児

このこ、あのこは

世を創る

家の宝、世の宝。

!!国民健康保険だより!!

一、高額療養支給制度の自己負担限度額の引上げについて

◎高額療養費の支給は、従来同一被保険者が同一月内に同一の病院、診療所、薬局等に支払った自己負担額(三割)が三万円を超えた場合、自己負担額から三万円を控除した残額が高額療養費として支給されていきましたが、今回の改正により五十一年八月一日以降の診療からは自己負担額が三万九千円を超えた場合、自己負担額から三万九千円を控除した残額が高額療養費として支給されることになりました。

◎これまでに自己負担額三万円、三万九千円(八月一日以降診療)を超える支払いをされ、まだ、高額療養費の支給申請手続きをしていないときはすみやかに申請をしてください。

一、歯科診療について
歯や歯ぐきの病気になる場合、保険診療を扱っている歯科医院の窓口にて、保険証を提出すれば、通常必要とする治療は全部保険でできるようになっています。しかし健康診断や虫歯の予防などは、保険ではできませんから気を付けてください。歯の治療にあたって、前歯に十四

カラットをこえる金をつかったり白金などを使用した治療を希望したときは、これまで、差額徴収治療(その治療に要する料金から保険で給付される額を差し引いた額を、患者が負担する治療をいいます。)が認められていましたが、八月一日から廃止されました。

◎保険でできる治療(保険診療)
歯や歯ぐきが病気になる場合、診療、処置及び手術、歯冠修復(歯の悪くなった部分を削り、その部分につめたり、かぶせたりして歯を元どおりにすること)及び欠損補綴(歯の抜けたところに入れ歯などを入れること)など通常必要とする治療は、全部保険でできます。そして、保険で使用した歯の治療で、物をかんだり、話しをしたりする歯の機能は、回復されます。この場合の患者の負担額は保険で行った治療費の三割です。

◎差額負担治療は廃止されました。これまでは患者が、金や白金や特殊な材料を使用した治療を希望したときに、保険料金と歯科医師が定める料金との差額を負担することに

よって治療が受けられる制度がありました。八月一日から、このような取り扱いは、廃止されました。これからは、保険診療と自費診療の二本立てで行われることになりました。だから治療の際には気をつけてください。

◎保険外の治療(自費診療)
患者が保険外の治療を希望する場合に限って、保険外の方法によって治療することがあります。

(一) 金合金、白金合金、特別製の陶材などを使用して、つめたり、かぶせたり、入れ歯を入れるとき。

□ 床の部分金属で作った入れ歯を入れるとき。

これらの場合の費用は、当然全額が患者負担となりますので、どうしても保険外の治療を希望するときは、あらかじめ、歯科医師と十分に話し合いをされ、金額についても十分納得したうえで、治療するようにしてください。

ときには、医師から同意書に署名をもとめられることもあり、署名から、よく読んでから署名してください。

一、国保税月割課税制度の改正について
◎昭和五十年年度までは、納税義務の発生、消滅の場合、また、社保加入離脱など月割課税の対象が限定されていて実質的に二重課税となることがあり、不合理が生じていましたが、五十一年度から国保税条例準則の改正に伴い村条例を改正し、被保険者の数に異動があった場合、金でについて、月割課税が行われるよう改正されました。これまでは、出生、死亡、一部転入転出などについては、月割課税が行われていませんが、今年度から、これらも全て月割課税が行われることとなります。

一、国保税課税限度額が十二万円から十五万円に引き上げられました。

猟銃・空気銃・刀剣類を所持するには

猟銃、空気銃、刀剣類を持つには公安委員会からの許可が必要です。ただし、猟銃、空気銃については、狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃のどれかにあてはまらなければなりません。また、刀剣類は、狩猟、有害鳥獣駆除と殺、漁業、建設業のどれかに使用する場合には許可になります。



村内トビック

村民体育大会から

▶ さあ準備運動



◀ それー ひっばれ

▼ なかなかいぐ入ねじゃ



▼ トロフィーもらたどー

▲ 年いったきや
うまぐいがねじゃ



雇用保険法について

お知らせ

蓬 田 村
青森公共職業安定所

雇用保険法による保険

金の支給には、現金による支払いの方法と口座振込みによる方法があり、当所では今迄現金支給を行なってきましたが年々受給者も増加し、また保険金の日額も引き上げられ、さらに短期特例一時金(五十日分)の支給等その取扱い金額も非常に多額となり、これに伴って現金搬送や支給された保険金の紛失、盗難、詐欺等現金を取り扱うための事故が心配されるところであります。

ついてはこのような不測の事故を未然に防止するため、昭和五十一年十月一日から口座振込制度による保険金の支給を行うことになりましたのでよろしくご協力くださるようお願いいたします。

※口座振込制度とは

失業の認定の行われた日数分の保険金が、皆さん名義の普通預金口座へ送金され、その金融機関から受取る方法です。

※利用できる金融機関は

皆さんの便利で利用しやすい普通銀行、相互銀行、信用金庫、農

協、漁協を選んで下さい。
※手続きをするための用紙は

(イ) 安定所及び金融機関の窓口
に用意してあります。

(ロ) 用紙は次の二種類に分かれます。

指定届—普通銀行、相互銀行、農協の一部(青森市西

南、平内町、上磯)
委任状—信用金庫、漁協、農協

(指定届以外のところ)
※預金口座(通帳)をつくるには

(イ) 希望する金融機関で、指定届又は委任状を記入し、印鑑を添えて申込みますと預金口座ができ、預金通帳が渡され

ます。

▲但し、始めて預金口座を作る方は一円以上預金することになります。

▲すでに預金口座(通帳)のある方はそのまま利用できます。

(ロ) 金融機関では指定届又は委任状に確認印を押して皆さんにお渡しします。

※指定届又は委任状は安定所へ求職申込(離職票を持参)に来

所されるときは、金融機関から確認を受けた指定届又は委任状も一

緒に提出することになります。

※失業の認定及び保険金の引き出しは、

(イ) 失業の認定日には、認定が済むとすぐ帰宅できます。

(ロ) 失業の認定を受けた日の保険金は、原則として認定日の翌日に各金融機関に振込みます。

(イ) 各金融機関では、さらに各支店、支所に送金することになりますので、皆さんの口座に入るまでには認定を受けた日から八日位かかりますのでその後であれば引き出しができることとなります。

※その他

(イ) 皆さんの預金口座には保険金以外の預金や出稼ぎ先からの送金にも利用できますし、利息がつきます。

(ロ) 口座の手続きで、不明な点がありましたら、安定所又は市町村役場へお尋ね下さい。

◎注意

安定所、市町村、金融機関へお出かけの時は印鑑を忘れないように!

『秩序ある屋外広告物の表示を』

青森県屋外広告物条例が新たな形を整え、美観風致の維持と落下等による公衆に対する危害の防止を目的とし、屋外広告物の大きさを表示する場所、方法等について今年六月一日から制限されておりま

す。
条例の主な内容は次のとおりです。

◆屋外広告物とは
看板、立看板、はり紙(ポスター)、広告塔、広告板などが主なものですが、

◆条例の規制のあらましは、
(一) 禁止される広告物があります。主に著しく汚染、破損し、落下などの危険があるもので

す。

(二) 広告物を表示することが、禁止される地域があります。例えば、法律に基づいて定められた一、二階建の住宅街

(第一種住居専用地域)、重要文化財の建造物とその周囲、国立、国定公園、県立自然公園、官公署や学校のような公

共施設とその敷地などです。

(三) 広告物の表示が禁止される物件があります。橋、トンネル、街路樹、煙突、ポスト、銅像などが代表的なものです。

(四) 許可を受けなければ広告物を表示できない地域が新たに設けられました。それは、都市計画区域、主要国道及び鉄道沿線五〇メートル以内の区域です。

◆適用の除外について
自家用及び自分の管理上必要な広告物などについては、前項(一)、(二)、(四)を適用しない場合があります。

◆許可を受けるには、
広告物を表示しようとする場所を管轄している県土木事務所へ、許可申請書を提出することになります。この際、許可手数料が必要ですが、

◆屋外広告物の届出制等
今年九月一日からは、県内で広告業を営む者は、届け出すとともに、営業所ごとに広告に関する資格を有する者を置かなければなりません。

◆違反広告物に対する措置
規制の内容に違反する広告物などを表示したときは、許可の取消し、除却等必要な措置が命ぜられます。

◆お問合せ
詳しく知りたい方は、もよりの県土木事務所又は県庁計画課へお問合せください。



村内トピック

▼出発進行

大倉岳 避難小屋完成



▼大倉の猿です



▼やっとのめんどー



▲見ているのも
らぐでねエー

年金コーナー

障害者で二十歳になった人には 障害福祉年金が支給されます。

国民年金の障害年金は、国民年金に加入している期間中にかかった病気やけがなどで障害者になった場合に支給されますが、国民年金に加入するのは二十歳からとなっておりますので、二十歳になる前の病気やけがや先天性の心身障害で困っている人には、年金が支給されないこととなります。

これでは、せっかく二十歳になるまでは児童扶養手当や特別児童扶養手当をうけていても、二十歳になると国からの手当が打切られてしまいます。

そこで、これらの人には二十歳から障害福祉年金を差し上げることにしています。

この障害福祉年金は、障害の原因となった病気やけがが二十歳前

年金の請求は早めに こんなときこんな年金がうけられます。

国民年金に加入している方が、老齢になったとき、病気やけがのため働けなくなったりまたは日常生活に非常に不自由をきたすようになったときなど、あるいは不幸にして亡くなったときに、本人や遺族の生活を保障するため次の

にすでに治っているときは、二十歳になった月の翌月から、二十歳を過ぎてからその病気やけがが治ったときは治った月の翌月から支給されることとなります。

障害福祉年金の額は、障害の程度が重い人（一級）で月額一万八千円、障害の程度が軽い人（二級）で月額一万二千円になります。

なお、障害福祉年金は、収入の多い方、国民年金以外の年金をうけている方には、支給の制限がありません。

二十歳前に重い病気にかかったり、身体障害になった人は、二十歳になったときに年金係までご相談されることをぜひおすすめます。

ような各種の年金が用意されています。ところが、これらの年金をうけることができるにもかかわらず、気がつかなかったことなどにより、請求をせず、うけていない方々をときお見うけします。年金をうけられる要件に該当し

たときは、早めに請求してください。なお、くわしいことは、年金係へおたずねください。

●老齢年金Ⅱ かけ金を納めた期間と、かけ金の納付を免除された期間が二十五年以上ある人に六十五歳から支給されます。

※昭和五年四月一日以前に生まれた人は、年齢によって十年から二十四年までに短かくされています。

●通算老齢年金Ⅱ 国民年金とほかの年金制度の加入期間と合せて二十五年以上かけ金を納めた人に六十五歳から支給されます。

※二十五年は老齢年金と同じく二十四年から十年に短かくされています。

●障害年金Ⅱ 一定期間以上かけ金を納めている人が、病気やけががもとで障害者になった場合に支給されます。

●母子（準母子）年金Ⅱ 夫や一家の働き手である息子、父または祖父が死亡した場合、この夫等の死亡した前日までに一定期間以上のかけ金を納めている妻や祖母又は姉が、十八歳未満（心身に障害がある場合は二十歳未満）の子または弟妹と生活をしていたときに、母子年金または準母子年金が支給されます。

●遺児年金Ⅱ 一定期間以上のかけ金を納めている両親と死別した十八歳未満（心身に障害がある

場合には二十歳未満）の子に支給されます。

●寡婦年金Ⅱ 六十五歳未満の夫が老齢年金の資格がありながら、老齢年金や障害年金をうけずに死亡した場合に、その夫と十年以上つれそつた妻に、六十歳から六十五歳までの間に支給されます。

●死亡一時金Ⅱ かけ金を三年以上納めた人が、年金をもらわずに死亡したときに、その人の遺族で生前その人と一緒に生活していた人に支給されます。

出稼ぎに行く方へお知らせ

出稼ぎ先の会社で厚生年金に加入する場合は、国民年金をやめる手続きをしなければなりません。

これは、国民年金も厚生年金も国で行っている年金制度のため、二重に加入することができないためです。

出稼ぎ先の会社で、厚生年金に入ること事前に知ったときは、でかける前に年金係へ連絡してください。

また、出稼ぎに行ってから厚生

年金に加入したときは、厚生年金の記号番号と加入した年月日を家族の方に連絡し、市役所（役場）の窓口で、国民年金をやめる手続きをしてもらってください。

出稼ぎから帰ってきたときは、再び国民年金に加入することになりますので、手続きを忘れないでください。

老齢年金（通算老齢年金） を受けている方へお知らせ

老齢年金を受けている人が、引続いている年金を受ける場合には、次のようないろいろの届出が必要で

から直送されます。なお、届書の記入方法や提出先などのくわしいことは、年金係でおたずねください。

届書用紙は、役場年金に用意してありますが、「国民年金受給権者現況届」については社会保険庁

村内トピック



◀野球大会 子ども会



◀優勝 アミダ川



老齡年金届出要項

届出を必要とする場合	届書などの名前
毎年引続いて年金を受けようとするとき	国民年金受給権者現況届
氏名を変えたとき	国民年金受給権者氏名変更届
住所を変えたとき	国民年金受給権者住所変更届
年金を受けとる方法や支払機関を変えよとするとき	国民年金 払渡方法・払渡希望機関変更届
国庫金送金通知書をなくしたとき	国庫金送金通知書亡失(き損)届
年金証書をなくしたとき	国民年金証書再交付申請書
年金を受ける権利がなくなったとき	国民年金失権届
年金を受けていた人が死亡	国民年金受給権者死亡届
二つ以上の年金を受ける権利を得たとき	国民年金受給選択申出書
年金の額が変わるとき	国民年金額改定請求書
年金の支給が停止されることになったとき	国民年金支給停止事由該当届
年金の支給を停止する事由がなくなったとき	国民年金支給停止事由消滅届

葉たばこ生産



▼村慰霊祭



人名用漢字 が追加になる

このほど内閣告示(七月三十日付)により人名用として使える漢字が追加になりました。

これからは、左記の二十八文字が人名用として新しく使えることになりました。

なお、人名用として使用できる文字は、当用漢字及び人名用漢字に限ら

- 記
- 佑 允 冨 喬 伶
 - 悠 旭 杏 梓 梢
 - 梨 沙 渚 瑠 瞳
 - 紗 絃 絢 翠 耶
 - 芙 茜 葵 藍 那
 - 阿 畢 結

れておりますので、命名の際は充分注意してください。

戸籍の窓口

(市町村名は本籍の表示です)
七月受付分

- ◎お誕生おめでとうございます。
- 乳 井 敏 幸 (幸夫・長男)
 - 室 谷 竜 弘 (三男・長男)
 - 中 村 孝 太 (賢・二男)
 - 藤 本 俊 光 (文雄・三男)
 - 倉 谷 誠 (定男・三男)
 - 青 木 誠 (裕三・五男)
 - 飯 田 峰 秋 (計吾・二男)
 - 藤 田 敬 (敬二郎・長男)
 - 村上 朋 美 (正人・長女)
 - 村上 芳 美 (正人・二女)
 - 坂 本 真 (隆三・二男)
 - 大 坂 義 明 (武義・長男)
 - 太 田 和 秀 (信雄・長男)

- ◎お誕生おめでとうございます。
- 八月受付分
 - 森 麻 琴 (正文・長女)
 - 佐 井 俊 介 (薫・長男)
 - 張 間 啓 幸 (幾夫・三男)
 - 村 上 弘 (信任・長男)
 - 斎 藤 忠 信 (忠・二男)
 - 川 崎 礼 美 (勝年・二女)
 - 森 一 心 (芳弘・長男)

- ◎お悔み申し上げます。
- 坂 本 忠 則 (中沢)
 - 石 山 妙 子 (青森市)
 - 越 田 正 美 (瀬辺地)
 - 小 山 芳 子 (青森市)
 - 武 井 武 義 (蓬田)
 - 松 山 辰 子 (小泊村)

- ◎お誕生おめでとうございます。
- 九月受付分
 - 森 由 香 子 (千代治・二女)
 - 吉 田 誠 (治徳・長男)
 - 八 幡 智 美 (敏雄・長女)
 - 福 浦 純 子 (勝己・長女)
 - 太 田 真 依 子 (良一・長女)
 - 飯 田 誠 一 (博文・長男)
 - 北 川 貴 子 (榮一・二女)
 - 室 谷 麗 美 (法男・長女)
 - 工 藤 晃 (三男・長男)
 - 松 本 知 恵 子 (友彦・三女)
 - 木 村 峰 子 (道雄・長女)
 - 藤 本 篤 (治郎吉・長男)
 - 掛 村 明 男 (敏政・長男)
 - 久 慈 祐 介 (孝三・長男)

- ◎お誕生おめでとうございます。
- 平 井 一 郎 (宮城県)
 - 藤 本 綾 子 (長科)
 - 佐 井 俊 光 (広瀬)
 - 山 館 喜 代 子 (瀬辺地)
 - 津 島 永 孚 (蓬田)
 - 小 田 桐 百合子 (青森市)
 - 木 戸 嵩 嵩 (瀬辺地)
 - 森 雅 子 (青森市)
 - 青 木 敏 定 (阿弥陀川)
 - 木 戸 繁 則 (瀬辺地)
 - 吉 田 三 恵 子 (北海道)

- 木 村 恵 美 子 (陸奥夫・長女)
- 柿 崎 亜 沙 子 (勝・二女)
- 鳴 海 由 香 (博文・長女)

◎お悔み申し上げます。

- 越 田 トセ (広瀬)
- 坂 本 タ マ (中沢)
- 小 石 彰 (阿弥陀川)
- 三 上 正 大 (中沢)
- 藤 本 富 士 男 (長科)
- 工 藤 ち よ (中沢)
- 永 沢 清 秀 (長科)

- 成 田 正 弘 (青森市)
- 坂 本 君 子 (長科)
- 望 月 吉 晴 (山梨県)
- 久 慈 富 士 子 (広瀬)
- 足 達 幸 三 (大分県)
- 吉 崎 昌 子 (蓬田)
- 五 戸 敏 広 (青森市)
- 飯 田 あ や 子 (瀬辺地)
- 久 慈 清 勝 (広瀬)
- 松 山 都 々 子 (鶴田町)
- 竹 内 清 衛 (青森市)
- 越 田 寿 子 (瀬辺地)



**替の手続きは
お済みでしょうか**

ただ今郵便局では昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定期貯金の利息が有利になる替の手続きを取り扱い中です。

定期貯金証書を近くの郵便局窓口へお持ちいただければ貯金証書に替の表示をいたします。

どうぞもう一度あなたの定期貯金証書をお確かめ下さい。

「替」手続きの取扱は昭和五十二年一月十三日までです。その他くわしくは近くの郵便局にお尋ねください。

陸奥 蓬 田 郵 便 局

蓬門原稿募集

ニュース、ご意見、ご要望がありましたら、原稿をお寄せ下さい。

中央公民館
電話七十六番

